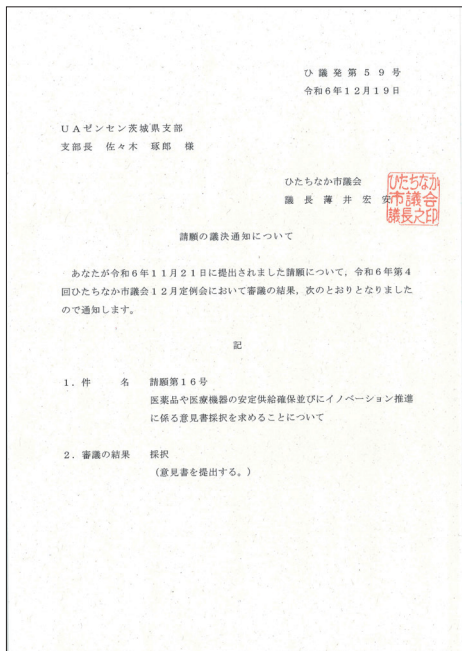


2024.12.19

UAゼンセン茨城県支部、ひたちなか市議会

ひたちなか市議会が医薬品等の安定供給確保を求める国への意見書を可決。

2024年11月21日、UAゼンセン茨城県支部は、ひたちなか市議会に対して、医薬品等の安定供給体制確保に向けた国への意見書の提出を求めて請願を行いました。これを受けて、12月19日、ひたちなか市議会は本会議にて国への意見書を可決成立させています。



ひたちなか市議会からUAゼンセン茨城県支部への請願議通知
(2024年12月19日)

医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を求める意見書

後発医薬品の市場が拡大する中、令和2年以降、一部メーカーの製造管理及び品質管理の不正問題に端を発する医薬品や医療機器の製造や出荷の停止・縮小が広範に行われている。その結果、医療機関や薬局において、必要な量の医薬品が全国的に入手困難となっている状況が続いている。

この間、医療機関や薬局においては、供給不足となっている医薬品を同一の効能を持つ他の薬に変更するといった対応が取られているものの、今なお深刻な供給不足が続いている。また、コロナ禍において、ワクチンや治療薬の開発で諸外国から後れを取るなど、我が国の創薬力の低下も明らかとなっている。

医薬品や医療機器の安定供給は、国民の命に影響を与える重要な課題であることから、現下の供給不安を一刻も早く解消し、かつ将来にわたり、医薬品や医療機器の増産や開発を促す支援を行う必要がある。

よって、政府においては、国民の安全で安心な暮らしを支える地域の医療機関や薬局へ医薬品や医療機器を安定して供給するため、下記の事項について強く要請する。

記

- 1 国が製薬会社や医薬品卸売事業者の製造・在庫・流通状況を迅速かつ正確に把握できる仕組みの構築と、医薬品や医療機器の供給継続等に必要な指導を実施できる体制を構築すること。
- 2 薬価改定が供給体制に与える影響を踏まえ、現下の薬価制度の見直しによるイノベーションの推進と医薬品の増産等に必要の人件費や設備投資への支援を拡充するなど、適正で安定したサプライチェーンの構築や創薬力の強化が図られる財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

ひたちなか市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 　あて
財務大臣
厚生労働大臣

ひたちなか市議会本会議で可決成立した国への意見書
(2024年12月19日)